

奈良県告示第三百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成三十一年一月十一日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
柿本 一志	はりマッサージ サロンぽかぽか 大和郡山市北郡 山町五九一三	（所在地） 大和郡山市北郡 山町八七一三 ワークスペース こすもす二階	（所在地） 大和郡山市北郡 山町五九一三	平成三十年 四月十三日
脇坂 清	はりマッサージ サロンぽかぽか 大和郡山市北郡 山町五九一三	（所在地） 大和郡山市北郡 山町八七一三 ワークスペース こすもす二階	（所在地） 大和郡山市北郡 山町五九一三	平成三十年 四月十三日
板谷 有紀	はりマッサージ サロンぽかぽか 大和郡山市北郡 山町五九一三	（所在地） 大和郡山市北郡 山町八七一三 ワークスペース こすもす二階	（所在地） 大和郡山市北郡 山町五九一三	平成三十年 四月十三日